

## 高砂市路上違反広告物撤去活動員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の規定により、市長が処理することとなった事務のうち、道路上の特定の違反広告物の除却に関する市長の権限の一部を、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第3項、第4項又は兵庫県屋外広告物条例（平成4年条例第22号。以下「条例」という。）第18条の2の規定に基づき、地域住民に委任して、地域住民と本市が一体となって道路上の違反屋外広告物の撤去に取り組むことにより、まちの美観改善、市民意識の向上及び安全な交通の確保等を図り、もって公共の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (活動団体の認定)

第2条 市長は、路上違反広告物の撤去を目的とする団体で、適当と認めるものを路上違反広告物撤去活動団体（以下「活動団体」という。）として、高砂市路上違反広告物撤去活動団体認定書（様式第3号）を交付し、認定することができる。

2 活動団体の認定を受けようとする団体は、設立の目的に賛同する者の加入を、正当な理由がなく拒んではならない。

3 活動団体は、路上違反広告物撤去活動団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、認定を受けなければならない。

4 活動団体の認定期間は、2年間とする。ただし、必要と認める場合には更新することができる。

5 活動団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに路上違反広告物撤去活動団体認定申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

6 活動団体は、当該認定の内容に変更を生じたときには、市長に速やかに路上違反広告物撤去活動団体変更届（様式第6号）を提出し、認定を受けなければならない。

7 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 団体の構成員が2名未満になったとき。

(2) 活動団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき、又は、市長が活動団体として適当でないと認めるとき。

### (ボランティア保険)

第3条 市長は、認定を受けた活動団体に対して、市の負担でボランティア保険に加入するものとする。

### (活動員)

第4条 市長は、活動団体として認定した団体の構成員で、市長の行う路上屋外広告物の撤去に関する講習会を受講した者で、かつ、適当と認める者に道路上の特定の違反広告物の除却に関する権限の一部を委任するものとし、当該委任を受け

た者を路上違反広告物撤去活動員（以下「活動員」という。）として、身分証明書（様式第4号）及び腕章（様式第5号）を交付する。

- 2 活動員の身分は、無償のボランティアとする。
- 3 活動員の任期は、活動員が所属する活動団体の認定期間とする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の委任を取り消すことができる。
  - (1) 活動員から辞退の申し出があったとき。
  - (2) 活動員の所属する団体から、その議決書及び当該活動員の意見書を添えて当該活動員の委任を取り消す旨の申し出があったとき。
  - (3) 市長が活動員としてふさわしくないと認めるとき。
- 5 活動員が、前項の規定によりその身分を失ったときは、第1項に規定する身分証明書及び腕章を市長に返還しなければならない。

（除却の実施）

第5条 活動員は、道路上の次の各号に掲げる工作物に貼り付けられ、取り付けられ、又は立てかけられている、はり紙、はり札、立看板又はのぼり旗について、法第7条第3項、第4項又は条例第18条の2の措置を行うものとする。この場合において、事前に当該措置を行う日時及び場所を市に通知しなければならない。

- (1) 電柱、街灯その他これに類するもの
  - (2) アーチ、アーケードの支柱
  - (3) 橋（歩道橋を含む）、高架構造物及び分離帯
  - (4) 街路樹及び路傍樹
  - (5) 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブミラー及び道路上のさく（ガードレール、転落防止柵等）並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
  - (6) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
  - (7) 郵便ポスト及び公衆電話ボックス
  - (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 2 活動員は、第1項に該当する屋外広告物であっても、次の各号に掲げる広告物は撤去できない。
    - (1) 政治活動、市民運動等に関するもの
    - (2) 冠婚葬祭又は祭礼時等の営利を目的としない催しで一時的なもの
    - (3) 国、県、市等の公共的団体の公共的目的によるもの
    - (4) 道路工事現場、周辺等で、法令等の規定によるもの
    - (5) 非常事態、緊急事態（ガス漏れ、崖崩れ等）を公衆に周知させるためのもの
    - (6) その他、撤去の対象となるかどうか判断に迷うもの
  - 3 市は、除却活動に必要な道具（ニッパー、軍手等）を活動員に貸与する。
  - 4 撤去した広告物は、原則として、市の指定集積場所に保管することとする。
  - 5 活動員は月に一度、路上違反広告物撤去報告書（様式第7号）を市長に提出し、活動の成果を報告しなければならない。

(活動員の義務)

第6条 活動員は、その権限を行使するときは、身分証明書を携帯し、かつ、腕章を着用しなければならない。

2 活動員は、その権限を行使するときは、必ず2名以上で行わなければならない。

3 活動員は、その権限の行使上知り得た秘密を漏らしてはならない。活動員の身分を失った後も、同様とする。

4 活動員は、市長が行う路上違反広告物の撤去に関する講習会を受講しなければならない。

5 活動員は、関係法令及びこの要綱に従うとともに、市長の指示に従うこと。

(実施細目)

第8条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第9条 この要綱は、平成15年10月 1日から施行する。